

令和6年度地域密着型サービス事業者

集団指導

四日市市

健康福祉部福祉総務課

福祉監査室

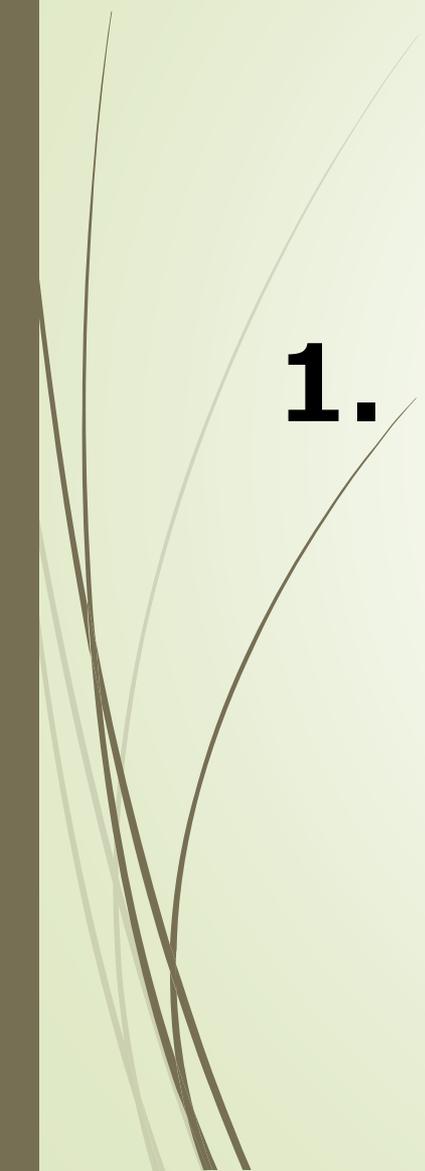
本日の議題

1. 昨年度の運営指導の結果及び総括
2. 昨年度指導結果を踏まえた

今年度介護報酬改定の注意点（減算項目）

3. 介護職員等処遇改善加算について

（今年度中のみ適用される経過加算）



1. 昨年度の運営指導の 結果及び総括

1. 昨年度の運営指導の結果及び総括

運営指導の結果、指摘に上がった回数が多かった事項は主に以下の2点。

- ① **業務継続計画に関すること**
- ② **高齢者虐待防止措置に関すること**

1. 昨年度の運営指導の結果及び総括

① 業務継続計画に関すること

- 業務継続計画の内容が不十分
- 研修及び訓練（シミュレーション）の実施が行われていない、又は不十分な内容

等

1. 昨年度の運営指導の結果及び総括

② 高齢者虐待防止措置に関すること

- 委員会が未開催、又は検討事項が不適切
- 指針の内容が不十分
- 研修が行われていない

等



2. 昨年度指導結果を踏まえた

今年度介護報酬改定の注意点

(減算項目)

「四日市市指定地域密着型サービスの基準を定める条例」

「令和6年4月版 介護報酬の解釈 指定基準編」「同 単位数表編」
より

<業務継続計画未策定減算について おさらい>

業務継続計画を策定していない 又は
業務継続計画に従い必要な措置を講じていない場合 . . .

- ⇒ ・ 施設・居住系サービス : 所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算。
- ⇒ ・ その他のサービス : 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算。

※令和7年3月31日までの間、下記の経過措置あり。

- ・ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。
- ・ 訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については減算を適用しない。

<業務継続計画未策定減算について 指摘可能性のある事項>

「業務継続計画を策定していない 又は
業務継続計画に従い必要な措置を講じていない場合」
とは

- ①業務継続計画に以下の項目が記載されていない。
 - ・ **感染症**に係る業務継続計画：
 - a. 平時からの備え
 - b. 初動対応
 - c. 感染拡大防止体制の確立
 - ・ **災害**に係る業務継続計画：
 - a. 平常時の対応
 - b. 緊急時の対応
 - c. 他施設及び地域との連携



参考：

減算にはならないが、
運営基準違反となりうる事項

Ⅱ

- 研修が実施されていない。
(感染症・災害について、それぞれ
施設・居住系サービス⇒年2回以上、
その他サービス⇒年1回以上)
- 訓練が実施されていない。
(感染症・災害について、それぞれ
施設・居住系サービス⇒年2回以上、
その他サービス⇒年1回以上)

※通常の、いわゆる防災訓練・避難訓練のみの内容にならないよう注意。

<高齢者虐待防止措置未実施減算について おさらい>

虐待の発生又はその再発を防止するための
以下の措置が講じられていない場合・・・

- ①「委員会」：定期的な開催 及び
その結果の従業者への周知徹底
- ②「指針」：整備の実施
- ③「研修」：定期的な実施
- ④「担当者」：各種措置の適切な実施のための
担当者の配置

⇒ ・ 全サービス：所定単位数の100分の1に相当する
単位数を減算。

＜高齢者虐待防止措置未実施減算について 指摘可能性のある事項＞

各種「措置が講じられていない場合」とは

- ①「委員会」：定期的に開催していない 又は
以下の事項いずれについても検討していない。

- イ 委員会その他事業所内の組織
- ロ 指針の整備
- ハ 職員研修の内容
- ニ 虐待等について従業者が相談・報告できる体制整備
- ホ 従業者が虐待を把握した場合、市町村へ
迅速・適切に通報する方法
- ヘ 虐待等が発生した場合、再発の確実な防止策
- ト へにおける防止策を講じた際、その効果の評価

＜高齢者虐待防止措置未実施減算について 指摘可能性のある事項＞

各種「措置が講じられていない場合」とは

② 「指針」：以下の項目について盛り込まれていない。

- イ 事業所における虐待防止の基本的考え方
- ロ 委員会その他事業所の組織
- ハ 職員研修
- ニ 虐待発生時の対応方法の基本方針
- ホ 虐待発生時の相談・報告体制
- ヘ 成年後見制度の利用支援
- ト 虐待等に係る苦情解決方法
- チ 利用者等の当該指針の閲覧
- リ その他虐待防止推進

＜高齢者虐待防止措置未実施減算について 指摘可能性のある事項＞

各種「措置が講じられていない場合」とは

- ③ 「研修」：以下のとおり実施されていない。
施設・居住系サービス⇒年2回以上
その他サービス⇒年1回以上

- ④ 「担当者」：他①～③の措置を適切に実施するための
担当者が定められていない。

＜身体拘束廃止未実施減算について

おさらい＞

身体的拘束を行った際に必要な記録がなされていない 又は身体的拘束等の適正化のための以下の措置が講じられていない場合・・・

- ①「記録」：適切な記録及び記録の保存
- ②「委員会」：3か月に1回以上の開催 及びその結果の従業者への周知徹底
- ③「指針」：整備の実施
- ④「研修」：定期的な実施

⇒ ・ 短期入所系サービス（★）、多機能系サービス：
所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算。

※令和7年3月31日までの間は経過措置あり、
減算は適用しない。

参考：

今回、身体拘束廃止未実施減算が追加された
「短期入所系サービス（★）」とは

Ⅱ

- ・ 認知症対応型共同生活介護
- ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護 における
「短期利用」 のこと。

※元々、上記2つと

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護については
身体拘束廃止未実施減算（100分の10）があったところ、
今回の改正で、その中でも上記2つのサービスにおいては
「短期利用」 において同減算（100分の1）が新設された。

＜身体拘束廃止未実施減算について 指摘可能性のある事項＞

「身体的拘束を行った際に必要な記録が
なされていない場合」とは

- ①緊急やむを得ない場合に身体的拘束を行う場合に、
- ・ その態様及び時間
 - ・ その際の利用者の心身の状況
 - ・ 緊急やむを得ない理由（※）
が記録されていない場合（2年間保存必要）

※ 具体的には、「**切迫性・非代替性・一時性**」の3要件を満たすことについて、組織として慎重に確認を行うこととし、その具体的内容について記録する必要がある。

＜身体拘束廃止未実施減算について 指摘可能性のある事項＞

各種「身体的拘束等の適正化のための措置が講じられていない場合」とは

②「委員会」：3か月に1回以上開催されていない。

(委員会の内容は、以下のようなことが想定される。)

- ・身体的拘束等の報告様式の整備
- ・事例の集計、分析
- ・身体的拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、事例の適当性と適正化策の検討
- ・事例及び分析結果の従業者への周知徹底
- ・適正化策を講じた後の効果についての評価 等)

＜身体拘束廃止未実施減算について 指摘可能性のある事項＞

各種「身体的拘束等の適正化のための措置が講じられていない場合」とは

③「指針」：以下の項目について盛り込まれていない

- イ 事業所における身体的拘束等の基本的考え方
- ロ 委員会その他事業所の組織
- ハ 職員研修
- ニ 身体的拘束等の報告方法等の方策
- ホ 身体的拘束等発生時の対応
- ヘ 利用者等の当該指針の閲覧
- ト その他身体的拘束等の適正化の推進

＜身体拘束廃止未実施減算について 指摘可能性のある事項＞

各種「身体的拘束等の適正化のための措置が講じられていない場合」とは

- ④ 「研修」：以下のとおり実施されていない。
 - ・ 年2回以上の実施
 - ・ 実施内容の記録



3. 介護職員等処遇改善加算について (今年度中のみ適用される経過加算)

～今年度改正に係るおさらい～

- 介護職員改善処遇加算、
介護職員等特定処遇改善加算、
介護職員等ベースアップ等支援加算
が一本化（上記3つを以後「旧3加算」と呼ぶ。）され、
「**介護職員等処遇改善加算**」へ。
- 新加算への移行は令和6年6月から。
新加算はⅠ～Ⅳに区分。（経過措置の区分Ⅴ(1)～(14)もある）
要件も刷新され、以下の3つに再編成。
「**月額賃金改善要件**」 「**キャリアパス要件**」 「**職場環境等要件**」

※新加算の施行に当たっては、令和6年度中は経過措置期間。



～新 3 要件の経過措置について、
今年度のみ適用される条件～

「月額賃金改善要件」 「キャリアパス要件」 「職場環境等要件」

「月額賃金改善要件」

(Ⅰ・Ⅱ)に分かれています。

Ⅰ：月給による賃金改善

令和6年度中は適用が猶予されるため、
令和6年度の新加算の算定に当たり、**本要件を満たす必要は無い。**

Ⅱ：旧ベースアップ等加算相当の賃金改善

特に無し。

～今年度のみ適用される条件～

「キャリアパス要件」

(Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ)に分かれています。

Ⅰ：任用要件・賃金体系の整備等

Ⅱ：研修の実施等

Ⅲ：昇給の仕組みの整備等

令和6年度に限り、処遇改善計画書において令和7年3月末までに要件の一部の定め^の整備等を行うことを誓約すれば、令和6年度当初からⅠ～Ⅲ各要件を満たすものとして取り扱って差し支えない。(ただし、必ず令和7年3月末までに当該定め^の整備を行い、実績報告書においてその旨を報告すること)

Ⅳ：改善後の年額賃金要件

令和6年度中は、賃金改善後の見込み額が年額440万円以上の職員の代わりに、新加算の加算額のうち旧特定加算に相当する部分による賃金改善額が、賃金改善実施期間における月額^の平均で8万円以上の職員を置くことにより、この要件Ⅳを満たすこととしても差し支えない。

Ⅴ：介護福祉士等の配置要件

特に無し。

～今年度のみ適用される条件～

「職場環境等要件」

この要件については、令和7年度から見直しを適用することとし、令和6年度中は旧3加算における要件（下記青文字の内容）を継続する。（令和7年度以降は新要件（下記赤文字の内容）になる。）

- 新加算Ⅰ・Ⅱ取得には**：各種テーマ（下記参照）それぞれについて
実施する必要のある取組の数が「1つ以上」
⇒令和7年度以降は「2つ以上」
（加えて、「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」のみ、「3つ以上」）
- 新加算Ⅲ・Ⅳ取得には**：各種テーマいずれかについて
実施する必要のある取組の数が「1つ以上」
⇒令和7年度以降は「それぞれについて」「1つ以上」
（加えて、「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」のみ、「2つ以上」）

テーマ一覧：生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組、
入職促進の取組、子育て等両立支援・多様な働き方の推進
資質向上・キャリアアップの支援、腰痛を含む心身の健康管理、
やりがい・働きがいの醸成

★事業所の状況を下記早見表（厚生労働省作成）から判断。
 現在の状況が「取得パターン（図内左、縦列）」1～18のどれに当たるか確認。
 ⇒すぐに6月から新3要件を満たしているならば新加算Ⅰ～Ⅳを取得。
 ⇒すぐには新3要件を満たせない場合は、令和6年度中は経過措置区分Ⅴを取得。
旧3加算の算定状況に応じた新加算Ⅰ～Ⅳの算定要件（早見表）

（表の見方） 旧3加算の算定状況のうち当てはまる行を見つけ（①）、令和6年度中に算定可能な経過措置区分（新加算Ⅴ）（②）と、新加算Ⅰ～Ⅳに移行する場合の要件一覧（③）を確認する。

※加算率は訪問介護の例。

旧3加算の算定状況				新加算Ⅴ		新加算Ⅰ～Ⅳに移行する場合の要件一覧														
取得パターン				合計の加算率	算定可能な経過措置区分 （新加算Ⅴ）	加算率	加算区分 （加算率が下がらない区分であり、移行先の候補となるもの）	加算率	月額賃金改善要件		キャリアパス要件					職場環境等要件				
①	経過改善加算	特定加算	へア加算						②	③	I	II	I	II	III	IV	V	区分ごとに1以上・全体で7以上の取組	区分ごとに2以上・全体で13以上の取組	HP研修等を通じた見える化
											新加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善	旧へア加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善	任用要件・賃金体系の整備等	研修の実施等	昇給の仕組みの整備等	改善後の賃金要件	介護福祉士等の配置			
1	I	I	有	22.4%	-	-	新加算Ⅰ	24.5%	○	-	○	○	○	○	○	-	○	○		
2		I	なし	20.0%	新加算Ⅴ(1)	22.1%	新加算Ⅰ	24.5%	○	□	○	○	○	○	○	-	○	○		
3		II	有	20.3%	-	-	新加算Ⅱ	22.4%	○	-	○	○	○	○	-	-	○	○		
4			なし	17.9%	新加算Ⅴ(3)	20.0%	新加算Ⅱ	22.4%	○	□	○	○	○	○	-	-	○	○		
5		なし	有	16.1%	-	-	新加算Ⅲ	18.2%	○	-	○	○	○	-	-	○	-	-		
6			なし	13.7%	新加算Ⅴ(8)	15.8%	新加算Ⅲ	18.2%	○	□	○	○	○	-	-	○	-	-		
7	II	I	有	18.7%	新加算Ⅴ(2)	20.8%	新加算Ⅰ	24.5%	○	-	○	○	△	○	○	-	○	○		
8		I	なし	16.3%	新加算Ⅴ(5)	18.4%	新加算Ⅰ	24.5%	○	□	○	○	△	○	○	-	○	○		
9		II	有	16.6%	新加算Ⅴ(4)	18.7%	新加算Ⅱ	22.4%	○	-	○	○	△	○	-	-	○	○		
10			なし	14.2%	新加算Ⅴ(6)	16.3%	新加算Ⅱ	22.4%	○	□	○	○	△	○	-	-	○	○		
11		なし	有	12.4%	-	-	新加算Ⅳ	14.5%	○	-	○	○	-	-	-	○	-	-		
12			なし	10.0%	新加算Ⅴ(11)	12.1%	新加算Ⅳ	14.5%	○	□	○	○	-	-	-	○	-	-		
13	III	I	有	14.2%	新加算Ⅴ(7)	16.3%	新加算Ⅰ	24.5%	○	-	△	△	△	○	○	-	○	○		
14		I	なし	11.8%	新加算Ⅴ(10)	13.9%	新加算Ⅰ	24.5%	○	□	△	△	△	○	○	-	○	○		
15		II	有	12.1%	新加算Ⅴ(9)	14.2%	新加算Ⅱ	22.4%	○	-	△	△	△	○	-	-	○	○		
16			なし	9.7%	新加算Ⅴ(12)	11.8%	新加算Ⅱ	22.4%	○	□	△	△	△	○	-	-	○	○		
17		なし	有	7.9%	新加算Ⅴ(13)	10.0%	新加算Ⅳ	14.5%	○	-	△	△	-	-	-	○	-	-		
18			なし	5.5%	新加算Ⅴ(14)	7.6%	新加算Ⅳ	14.5%	○	□	△	△	-	-	-	○	-	-		

青字(○・□・△)は、事業所にとって、新規に満たすことが必要な要件。そのうち、○は、令和7年度から適用になる要件。□は、初めて新加算ⅠからⅣまでのいずれかを算定する事業年度に適用になる要件。△は、「令和6年度内の対応の誓約」により令和6年度当初から満たしたこととして差し支えない要件。

その他

アンケートの入力をお願いします。

※この入力をもって、集団指導への出席となりますので、
必ず入力をお願いします！

提出期限：令和7年3月17日（月）

URL：<https://logoform.jp/form/7p72/262968>

QRコード：



ご視聴ありがとうございました

